

日本人の配偶者として短期滞在査証を申請する際に必要な書類について

当国において日本人と同居している外国籍配偶者が親族訪問などの目的で日本に短期で渡航する場合、日本側において複数の公的書類などを準備する必要がございましたが、これを緩和し以下の書類を求めることにしました。また、本件措置は試験的に開始させていただきますため、査証代行機関であるVFSではなく、当館で直接査証申請を受け付けさせていただきますので、査証申請される方は事前に ryoujivisa@co.mofa.go.jp までご連絡願います。

1 旅券原本及び旅券人定事項ページ写 1部

(スリランカ国籍者の場合、NIC 及び出生証明書原本及び公的に英語翻訳された写1部も必要です。)

2 査証申請書 [\(PDF\)](#) 1部

申請書には申請日付と旅券と同一の署名を記入して下さい。

3 写真 縦 4.5 cm x 横 3.5 cm で6か月以内に撮影のもの 1枚

4 婚姻の事実を証明する書類 (下記のうちいずれか1部)

(1) スリランカの婚姻証明書及び公的に英語翻訳された写 1部

(2) 配偶者の戸籍謄本原本 (申請前3ヶ月以内に発行され、婚姻事実が記載されたもの) 1部

5 滞在予定表 [\(PDF\)](#) 1部

到着日、帰国日について、日時、便名、空港を必ず記載し、具体的にスケジュールを明記して下さい。滞在先も明記して下さい (所在地、電話番号等)

滞在日程は1日ごとの作成を要しますが、同様の行動が連日続く場合には、年月日欄に「●年●月●日～●年●月●日」と記入頂いて差し支えありません。

6 渡航費・滞在費などを証明する書類

(1) 査証申請人本人又はスリランカに居住している配偶者の在職証明書、無職の方及び証明書が入手できない方についてはその旨書面にてご説明ください。 1部

(2) 当国内銀行の預金残高証明書 1部

7 配偶者 (日本人) の旅券写 (人定事項欄) 1部

8 配偶者 (日本人) の※滞在許可写 1部

※6ヶ月以上の滞在許可を取得していること

注意事項：申請の場合は以下にご注意下さい。

- ・提出書類に不備がある場合は、申請は受理されません。
- ・査証申請受付は、平日午前9時00分から10時30分までです。
- ・査証申請書類を受領した段階で受領書を発行します。
- ・審査には最低5業務日を要します。
- ・渡航目的やその他個別の事情により、追加資料の提出が必要となる場合があります。

・申請者との面接や日本の外務省への照会等が必要となり、審査に 5 業務日以上かかる場合がありますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。

・人道上の案件を除き、早期発給要請には対応しかねます。緊急の場合には事前にご相談下さい。

・短期滞在査証は原則として他の在留資格への変更は認められていませんので、日本人の配偶者として、日本での同居を目的とした査証を希望する場合には、事前に日本の法務省入国管理局・支局に「日本人の配偶者等」の「在留資格認定証明書交付申請」を行い、同証明書を取得した上で代行機関を通じて申請願います。

・原本を返却する必要がある書類につきましては、原本の写し 1 部を必ずご持参下さい。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館 領事班

電話：(国番号94) 11-269-3831

メールアドレス: ryoujivisa@co.mofa.go.jp

住所：3rd & 4th Floor, M2M Veranda Office, No.34, W. A. D. Ramanayake Mawatha, Colombo 2

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencere>